

苦介第609号
令和3年10月28日

居宅介護支援事業所
管理者 各位

苫小牧市福祉部介護福祉課長

令和3年度介護報酬改定に伴う居宅介護支援事業所における
逡減制の見直しに係る取扱いについて（通知）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このことについて、令和3年度介護報酬改定により一定のICTの活用又は事務職員の配置がある事業者においては、逡減制の適用を受ける取扱件数の基準が見直されたところです。

本市においては、事業所の人員配置基準として、利用者の数が35又はその端数を増すごとに介護支援専門員1人を配置することとしていますが、今般の逡減制の見直しに伴い、下記のとおり取扱いを変更しますので、通知します。

記

1 令和3年介護報酬改定の内容（下線が改正箇所）

（1）改正前

介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合は40件目から、60件以上の場合には60件目から逡減制を適用し、それぞれ評価が低くなる。

（2）改正後

一定のICTの活用又は事務職員の配置がある事業者においては、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上の場合は45件目から、60件以上の場合には60件目から逡減制を適用し、それぞれ評価が低くなる。ただし、ICTの活用等がない事業者にあつては、従前の基準と同様。

2 苫小牧市における人員基準の取扱い（下線が変更箇所）

（1）変更前

利用者の数が35又はその端数を増すごとに介護支援専門員1人を配置すること（当該介護支援専門員については、非常勤であることを妨げない。）。

（2）変更後

ICTの活用等がある事業所においては、利用者の数が40又はその端数を増すごとに介護支援専門員1人を配置すること（当該介護支援専門員については、非常勤であることを妨げない。）。ただし、ICTの活用等がない事業所においては、従前と同様の配置とすること。

3 留意事項

I C Tの活用等については、「情報通信機器等の活用等の体制」を「あり」として、介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行う必要があることに留意すること。

また、当該届出において添付する「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書(別紙10-5)」の記載に当たっては、活用するI C T機器の内容及び負担軽減が図られる業務内容、事務職員が担当する業務等について、できるだけ詳細に記載すること。

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市福祉部介護福祉課総務係(担当:佐久間)
T E L 0 1 4 4 - 3 2 - 6 3 4 0
F A X 0 1 4 4 - 3 1 - 4 5 2 6